

# 住宅改修サービスの利用手順

## 介護保険が適用される住宅改修

### ●要支援・要介護認定された方に、20万円(税込)を限度として自己負担1割(2割)で利用ができます。

- 平成27年8月から一定以上の所得のある65歳以上の方がサービスを利用したときは、ご利用者負担が2割になります。
- 負担割合は要介護(要支援)認定を受けている全ての対象者に交付される介護保険負担割合証に基づいて適用されます。
- 支給限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

種類	内容
①手すりの取付け	●廊下・便所・浴室・玄関等に転倒予防や移動、移乗動作の助けになることを目的として設置
②床段差の解消	●敷居を低くする工事 ●スロープを設置する工事 ●浴室の床のかさ上げ等
③滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更	●畳敷きから板製床材・ビニル系床材等への変更(居室) ●床材の滑りにくいものへの変更(浴室)等
④引き戸などへのドアの取り替え	●開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等に替える ●ドアノブの変更 ●戸車の設置等 ●引き戸等の新設 <small>※市町村要確認</small>
⑤洋式便器等への便器の取り替え	●和式便器を洋式便器に取り替える ●既存の便器の位置や向きの変更 <small>(※平成27年4月から、新たに対象となりました。)</small>
⑥その他これらの工事に付随して必要な工事	

## 住宅改修の手続きについて

### ●介護保険制度を利用して住宅改修を行う場合は、次のような手続きが必要となります。

- 支給基準限度額 要介護度に関係なく、20万円までとなっています。再改修は、ご利用者の要介護度が著しく高くなり、必要と認められた場合および転居した場合は、1回に限り可能となります。
- 申請方法 ケアマネージャーと相談の上、市区町村に住宅改修費支給申請書等必要書類を提出します。
- 給付方法
  - 償還払い方式 利用金額(改修費)の全額をご利用者が立替払いをしていただき、申請後、市区町村から9割(8割)の払い戻しを受けることができます。
  - 受領委任払い方式 給付の受け取りを事業者に委任することにより、ご利用者様が自己負担額(1割又は2割)のみを支払います。

## 住宅改修サービスの利用手順

